



第52期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時：2025年5月16日(金曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：大阪市中央区西心斎橋 1 - 3 - 3

ホテル日航大阪 鶴(5階)



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する



イオンディライト株式会社

証券コード：9787

株 主 の 皆 さ ま へ

証券コード 9787
発信日 2025年5月1日
電子提供措置開始日 2025年4月25日
大阪府中央区南船場二丁目3番2号
イオンディライト株式会社
代表取締役社長 濱 田 和 成

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会の招集に際しては、法令および当社定款第14条の定めにより、株主総会参考書類等の内容である情報（以下「電子提供措置事項」といいます。）について電子提供措置を実施しており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第52期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 URL : <https://www.aeondelight.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】 URL : <https://d.sokai.jp/9787/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、銘柄名（会社名）「イオンディライト」またはコード「9787」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」と選択してご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

URL : <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、インターネット等で株主の皆さまからのご質問をお受けいたします。詳しくは「事前質問受付のご案内」をご参照ください。

当日ご出席いただける場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年5月15日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月16日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋 1－3－3
ホテル日航大阪 鶴（5階）
ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第52期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 4. 議決権行使のご案内 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。下記の議決権行使に関するお願いをご参照ください。
- 以 上

※電子提供措置事項に修正をすべき事項が生じた場合は、前頁に記載の【当社ウェブサイト】、【株主総会資料掲載ウェブサイト】および【東証ウェブサイト】において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

インターネット等による議決権の行使の場合



「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、スマート行使または、議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、2025年5月15日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な行使として取扱います。インターネット等で複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

書面による議決権の行使の場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月15日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役候補者は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。また、当社は、下記の事項を取締役の資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしております。

【社内取締役候補者の選任基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社および当社の関係会社の業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社および当社グループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことができること。

【社外取締役候補者の選任基準】

1. 社外取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社の経営理念・行動規範等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊かな経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣から独立した判断を下すことができること。
5. 当社の取締役会におおよその出席が可能なこと。
6. 当社の独立性判断基準を満たすこと。

【社外取締役候補者の独立性判断基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社または当社子会社、親会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者。
2. 本人が、現在又は過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者。
 - (2) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。
 - (3) 当社の主要な借入先（連結総資産の2%を超える金額の借入先）の業務執行者。
 - (4) 当社の主要な取引先（当社グループとの取引が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える金額の取引先）の業務執行者。
 - (5) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
 - (6) 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える金額の団体の業務執行者。
 - (7) 上記1および(1)～(6)の配偶者または2親等以内の親族。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 はま だ かずまさ 濱田 和成

再任

生年月日	1964年12月30日生	所有する当社の株式数	1,200株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	1987年 3 月	ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社	
	2006年11月	株式会社ポスフル(現イオン北海道株式会社)経営企画室長	
	2007年 3 月	同社執行役員	
	2008年 9 月	イオンリテール株式会社 コントロール本部長	
	2011年 3 月	同社執行役員	
	2013年 3 月	イオン株式会社執行役 グループ経営管理責任者	
	2015年 2 月	イオンリテール株式会社 北関東・新潟カンパニー支社長	
	2015年 2 月	同社取締役専務執行役員	
	2017年 3 月	同社専務執行役員	
	2018年 3 月	当社出向顧問	
	2018年 5 月	当社代表取締役社長 兼 社長執行役員	
	2018年12月	PT Sinar Jernih Sarana 代表コミサリス(現任)	
	2019年 7 月	当社代表取締役社長 兼 社長執行役員グループ CEO	
	2019年12月	当社代表取締役社長 兼 社長執行役員グループ CEO 兼 グループ財務経 理本部長(CFO)	
	2020年 4 月	当社代表取締役社長 兼 社長執行役員グループ CEO(現任)	
取締役候補者の 選任理由および 期待される役割の概要	2021年 7 月	永旺永楽(中国)物業服務有限公司(現永旺永楽(中国)投資有限公司) 董事	
	2023年 8 月	永旺永楽服務管理集团有限公司 董事	
特別の利害関係	濱田和成氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 みやまえ ごろう 宮前 吾郎

再任

生年月日	1965年11月17日生	所有する当社の株式数	1,200株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1999年 1 月 当社入社 2007年 6 月 当社危機管理・QMS本部QMS部マネージャー 2008年 3 月 当社清掃事業本部 清掃事業部長 2010年 3 月 当社清掃事業本部長 2016年 5 月 当社執行役員 清掃事業本部長 2018年11月 当社執行役員 サービスネットワーク推進本部長 2019年 7 月 当社執行役員 関東支社長 2020年 3 月 当社執行役員 東日本統括 2021年 2 月 当社執行役員 マーケティングDX統括 2021年 3 月 当社常務執行役員 マーケティングDX統括 2022年 5 月 当社取締役 兼 常務執行役員 マーケティングDX統括 2022年12月 当社取締役 兼 常務執行役員 中国事業統括 2023年 1 月 永旺永楽(江蘇)物業服務有限公司(現永旺永楽服務管理集团有限公司) 董事長(現任) 2023年 3 月 永旺永楽(中国)投資有限公司 董事長 兼 總經理(現任) 2023年 3 月 当社取締役 兼 専務執行役員 中国事業統括 2024年 3 月 当社取締役 兼 専務執行役員 海外事業責任者(現任)		
取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要	宮前吾郎氏は、当社の本部長職・統括職として清掃事業、支社統括部門、マーケティングおよびDX推進部門、中国事業の責任者を歴任し、当社の業務に関する十分な知識を有しており、専務執行役員としての高い経営判断能力と経営執行能力を有しています。これまでの経験と見識に基づき、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	宮前吾郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 あくつてつや 阿久津 哲也

再任

生年月日	1967年 3 月21日生	所有する当社の株式数	2,200株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1989年 4 月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入社 2014年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループIR部長 2016年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 兼 株式会社みずほ銀行戦略企画部長 2018年 4 月 株式会社みずほ銀行海外業務基盤整備プロジェクト統括PT長 2019年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 兼 株式会社みずほ銀行執行役員グローバルコーポレート業務部長 2020年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 グローバルコーポレートカンパニー副担当役員 兼 株式会社みずほ銀行執行役員グローバルコーポレート部門共同部門長 2021年 5 月 当社常務執行役員 グループ財務経理本部長(CFO) 2022年 5 月 アクティア株式会社 取締役 2022年 5 月 PT Sinar Jernih Sarana 取締役 2023年 5 月 当社取締役 兼 専務執行役員 グループ財務経理本部長(CFO) 2023年 5 月 株式会社アスクメンテナンス 取締役(現任) 2023年 8 月 永旺永楽(中国)投資有限公司 董事(現任) 2023年 8 月 永旺永楽服務管理集团有限公司 董事(現任) 2024年 3 月 当社取締役 兼 専務執行役員 グループ経営管理責任者(CFO)(現任)		
取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要	阿久津哲也氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび当社の役職員として幅広い職務経験を有し、また当社グループの経営管理責任者として当社の業務に関する十分な知識を有しており専務執行役員としての高い経営判断能力と経営執行能力を有しています。これまでの経験と見識に基づき、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	阿久津哲也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 わたなべ ひろゆき 渡邊 廣之

再任

生年月日	1958年 7 月17日生	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1982年 4 月 伊勢甚ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 2003年 9 月 ジャスコ株式会社関東カンパニー管理部長 2006年 5 月 イオン総合金融準備株式会社(現株式会社イオン銀行)代表取締役 2006年 9 月 同行取締役 人事総務・広報統括 2008年 4 月 同行取締役兼常務執行役員 人事部・総務部担当 2012年 6 月 同行取締役兼専務執行役員 経営管理本部長 2012年11月 イオンクレジットサービス株式会社(現イオンフィナンシャルサービス株式会社)取締役 2014年 4 月 株式会社イオン銀行代表取締役兼専務執行役員 営業本部長 2015年 4 月 同行代表取締役社長 2017年 6 月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役副社長 2018年 9 月 イオン株式会社執行役 人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌 2018年10月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役(現任) 2021年 5 月 当社取締役(現任) 2022年 3 月 イオン株式会社執行役副社長 人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌 2023年 6 月 株式会社いなげや 取締役 2024年 3 月 イオン株式会社 執行役副社長 人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌(現任)		
取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要	渡邊廣之氏は、現在および過去において親会社であるイオン株式会社、その子会社である株式会社イオン銀行およびイオンフィナンシャルサービス株式会社の業務執行者を歴任しています。これまでの経歴を経て得られた経験と見識に基づき、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	渡邊廣之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 よしかわ けい じ 吉川 恵治

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1950年 7 月 6 日生	所有する当社の株式数	1,300株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1973年 4 月 日本板硝子株式会社入社 2004年 6 月 同社執行役員 情報通信デバイス事業部長 兼 相模原工場長 2008年 1 月 同社執行役員 IT事業本部長 2008年 6 月 同社取締役執行役 機能性ガラス事業部門長 2012年 2 月 同社取締役代表執行役副社長 兼 CPMO(最高プロジェクトマネジメント責任者) 2012年 4 月 同社取締役代表執行役社長 兼 CEO 2015年 6 月 同社相談役 2018年 6 月 関西ペイント株式会社 取締役(社外) 2021年 5 月 当社取締役(社外・現任) 2021年 6 月 株式会社フジクラ 取締役監査等委員(社外・現任)		
社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要	吉川恵治氏は、東証一部(現プライム市場)上場企業の代表執行役社長としての経営経験はもとより、日本に本拠を置くグローバル企業のトップとしての経験から、当社の国内事業のみならず、海外事業経営におけるマネジメントについて貢献いただくことで、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	吉川恵治氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、吉川恵治氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

6 たか だ あさ こ 高田 朝子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1964年 3 月20日生	所有する当社の株式数	600株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1987年 4 月 E.F.Hutton証券会社入社 1988年 1 月 モルガン・スタンレー証券会社入社 2002年 4 月 高千穂大学経営学部 専任講師 2003年 4 月 同大学経営学部 助教授 2008年 4 月 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授 2011年 4 月 同大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授(現任) 2015年 9 月 法政大学ビジネススクール グローバルMBAディレクター(現任) 2021年 4 月 同大学リカレント教育オフィス 室長(現任) 2021年 5 月 当社取締役(社外・現任) 2022年 4 月 株式会社朝日新聞社 社長付再成長アドバイザー(現任)		
社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要	高田朝子氏は、大学院教授としての研究領域である組織論やイノベーションの分野での知識・知見を、当社の企業価値向上に向けた組織風土改革の推進、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上、また、当社のダイバーシティ推進の面で貢献いただくことで、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	高田朝子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、高田朝子氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

7 しま だ とし お 島田 俊夫

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1957年 6 月 4 日生	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	1980年 4 月	日揮株式会社入社	
	1990年 7 月	株式会社三和総合研究所入社(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)	
	1992年 8 月	日揮情報システム株式会社入社	
	1997年11月	株式会社シーエーシー入社(現株式会社CACHoldings)	
	2000年 3 月	同社執行役員 経営企画部長	
	2002年 3 月	同社取締役 経営企画本部長	
	2003年 7 月	同社常務取締役 経営統括本部長	
	2004年 3 月	同社代表取締役社長	
	2011年 1 月	同社代表取締役会長	
	2015年 3 月	同社取締役会長	
	2019年 3 月	同社特別顧問(現任)	
	2021年 6 月	株式会社バンダイナムコホールディングス 取締役(社外・現任)	
	2023年 5 月	当社取締役(社外・現任)	
社外取締役候補者の 選任理由および 期待される役割の概要	島田俊夫氏は、IT企業における経営企画部門、代表取締役を歴任しており、企業経営の経験、知見ならびに、デジタルに関する幅広い知識・知見を有し、当社のDX推進に貢献していただくとともに、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	島田俊夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、島田俊夫氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

【役員等賠償責任保険契約の概要】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を被保険者としております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った取締役自身の損害等は補償対象外となります。なお、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には、同様の契約内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 鈴木清訓および藤本隆史の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、社外監査役候補者は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 鈴木 清訓

すず き きよのり

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1965年 3 月 3 日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1987年 4 月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入社 2005年 5 月 株式会社みずほ銀行 高輪台支店長 兼 高輪台駅前支店長 2008年 4 月 同行 企業審査第二部 審査役 2012年 4 月 同行 船場支店船場法人部長 2015年 6 月 みずほキャピタル株式会社 常務取締役 2024年 5 月 当社監査役(社外・現任) 2024年 5 月 AEON DELIGHT (VIETNAM) CO.,LTD. 監査役(社外・現任) 2025年 1 月 永旺永楽服務管理集团有限公司 監事(社外・現任)		
社外監査役候補者の選任理由	鈴木清訓氏は、株式会社みずほ銀行での要職を歴任されています。その経歴を経て得られた豊富な経験と深い知識を保持しているとともに、みずほキャピタル株式会社での取締役の経験があり、当社の監査業務のさらなる充実に寄与いただけると判断し、社外監査役候補と致しました。		
特別の利害関係	鈴木清訓氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、鈴木清訓氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

2 ふじもと たかふみ 藤本 隆史

再任

生年月日	1965年 3 月23日生	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1987年 4 月 警察庁 入庁 2009年10月 警察庁 生活安全局地域課長 2011年10月 香川県警察 本部長 2013年 2 月 警察庁 長官官房国家公安委員会会務官 2014年 1 月 警視庁 生活安全部長 2015年 8 月 警察庁 長官官房人事課長 2017年 4 月 警察庁 長官官房首席監察官 2018年 9 月 警察庁 長官官房総括審議官 2020年 1 月 大阪府警察 本部長 2021年 1 月 警察庁 刑事局長 2022年 5 月 イオン株式会社顧問(現任)、株式会社ダイエー 監査役、イオンクレジットサービス株式会社 監査役 2023年 5 月 当社監査役(現任) 2023年 5 月 イオンリテール株式会社 監査役(現任) 2023年 5 月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 監査役(現任)		
監査役候補者の選任理由	藤本隆史氏は、警察庁での要職を歴任されています。その経歴を経て得られた豊富な経験と深い知識を保持していると共に、親会社の子会社であるイオンリテール株式会社及びイオンフィナンシャルサービス株式会社の監査役であり、当社の監査業務のさらなる充実に寄与いただけると判断し、監査役候補と致しました。		
特別の利害関係	藤本隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

【役員等賠償責任保険契約の概要】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査役を被保険者としております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った監査役自身の損害等は補償対象外となります。なお、候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には、同様の契約内容で更新することを予定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）の業績は、売上高が3,379億29百万円（対前年比104.0%）、営業利益164億29百万円（同107.8%）、経常利益166億33百万円（同107.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益115億24百万円（同107.6%）となり増収増益、営業利益、経常利益は過去最高益となりました。

売上高は、イオングループ内外における顧客内シェア拡大や新規受託物件の増加に加え、人件費や外注費、原材料費等の原価上昇に伴う単価見直しの推進により増収となりました。セグメント別では、自動販売機を除く6事業で増収となりました。

営業利益は、売上高の拡大に加え、売上総利益率の改善や販売管理費の適切なコントロールにより売上高の伸び率を上回る増益となりました。セグメント別では、全7事業で増益となりました。

② 当連結会計年度における主要事業の概況

[セグメント別業績]

<売上高>

セグメントの名称	売上高（百万円）	構成比（%）	対前年比（%）
設備管理事業	75,381	22.3	108.4
警備事業	53,345	15.8	104.8
清掃事業	71,875	21.3	102.1
建設施工事業	60,794	18.0	102.7
資材関連事業	48,209	14.3	104.1
自動販売機事業	9,300	2.7	96.7
サポート事業	19,023	5.6	101.1
合計	337,929	100.0	104.0

<セグメント利益>

セグメントの名称	セグメント利益（百万円）	構成比（％）	対前年比（％）
設 備 管 理 事 業	6,159	23.8	104.2
警 備 事 業	3,158	12.2	101.6
清 掃 事 業	5,538	21.4	104.9
建 設 施 工 事 業	5,495	21.3	103.2
資 材 関 連 事 業	2,620	10.2	112.8
自 動 販 売 機 事 業	1,301	5.0	100.9
サ ポ ー ト 事 業	1,560	6.1	286.2
合 計	25,834	100.0	108.6

<設備管理事業>

設備管理事業は、売上高753億81百万円（対前年比108.4%）、セグメント利益61億59百万円（同104.2%）となりました。同事業では、お客さまからの引き合い増加に対応した人材確保により原価が増加したものの、継続契約の新規受託や既存管理物件における契約外業務の受託拡大により原価上昇分の影響を吸収し増収増益となりました。

<警備事業>

警備事業は、売上高533億45百万円（対前年比104.8%）、セグメント利益31億58百万円（同101.6%）となりました。同事業では、単価見直しを上回る人件費の上昇が収益性を圧迫したものの施設警備の新規受託等により原価上昇分の影響を吸収し増収増益となりました。

<清掃事業>

清掃事業は、売上高718億75百万円（対前年比102.1%）、セグメント利益55億38百万円（同104.9%）となりました。同事業では、単価見直しを上回る人件費の上昇が収益性を圧迫したものの、継続契約の新規受託の寄与等により、原価上昇分の影響を吸収したことで増収増益となりました。

<建設施工事業>

建設施工事業は、売上高607億94百万円（対前年比102.7%）、セグメント利益54億95百万円（同103.2%）となりました。同事業では、お客さまのエネルギーコスト上昇に対応した省エネ関連工事の受託拡大に加え、工事体制強化により大型複合施設のフロア改修や外資系メーカーの研究所リニューアル等、大型工事を複数受託したことにより増収増益となりました。また、各工事における仕様や工程の最適化により収益性を改善しました。

＜資材関連事業＞

資材関連事業は、売上高482億9百万円（対前年比104.1%）、セグメント利益26億20百万円（同112.8%）となりました。同事業では、各種資材の受注拡大を推進し増収となりました。また、原材料費や物流費が上昇傾向にある中、各種資材における原価上昇分の売価への適正な反映や配送効率の向上を通じた物流費の抑制に取り組み収益性を改善したことで大幅な増益となりました。

＜自動販売機事業＞

自動販売機事業は、売上高93億円（対前年比96.7%）、セグメント利益13億1百万円（同100.9%）となりました。同事業では、取扱高が減少したものの不採算機撤去等により収益性が改善し減収増益となりました。

＜サポート事業＞

サポート事業は、売上高190億23百万円（対前年比101.1%）、セグメント利益15億60百万円（同286.2%）となりました。施設管理に付随するサービスや旅行関連事業等により構成される同事業では、2019年に判明した旧連結子会社による不適切会計処理問題やコロナ禍をはじめとする過去数年にわたる事業環境の変化に伴うマイナス影響を払拭し、収益構造を適正化したことにより増収増益となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、31億50百万円であります。主な内訳は、省人化システム等のエリア管理設備機器及び自動販売機等の器具備品並びにソフトウェアであります。

④ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当する事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移（連結）

区 分	第49期 2021年度	第50期 2022年度	第51期 2023年度	第52期 2024年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	317,657	303,776	324,820	337,929
営業利益 (百万円)	15,733	15,814	15,235	16,429
経常利益 (百万円)	15,789	16,006	15,482	16,633
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	10,665	10,152	10,707	11,524
1株当たり当期純利益 (円)	213.26	203.54	219.70	239.29
総資産 (百万円)	142,859	150,628	160,257	169,882
純資産 (百万円)	95,421	99,391	104,212	110,454
1株当たり純資産 (円)	1,890.76	1,991.86	2,124.04	2,284.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数にて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数にて算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第50期連結会計年度の期首から適用しており、2022年度（第50期）以降の売上高の金額については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移（単体）

区 分	第49期 2021年度	第50期 2022年度	第51期 2023年度	第52期 2024年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	265,838	243,670	259,850	269,370
営業利益 (百万円)	12,880	12,830	12,722	12,859
経常利益 (百万円)	13,222	13,132	13,286	13,131
当期純利益 (百万円)	8,434	8,491	9,138	9,763
1株当たり当期純利益 (円)	168.65	170.26	187.49	202.73
総資産 (百万円)	125,006	136,279	143,868	148,275
純資産 (百万円)	89,397	90,844	93,225	96,179
1株当たり純資産 (円)	1,785.47	1,837.23	1,919.39	2,009.03

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数にて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数にて算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第50期事業年度の期首から適用しており、2022年度（第50期）以降の売上高の金額については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

①経営の基本方針

当社は、経営理念「私たちは、お客さま、地域社会の『環境価値』を創造し続けます。」のもと、アジアを主たる活動領域にファシリティマネジメント（以下、「FM」）事業を展開しています。当社が掲げる「環境価値創造」とは、人々が平和と豊かさを享受できる環境を創出していくということです。当社は、事業を通じて環境価値を創造し続け、社会の持続的発展に貢献していくことで、お客さま、地域社会から必要とされ続ける企業でありたいと考えています。

②今後の見通し

2024年10月8日付「2025年2月期 中間期決算 中期3ヵ年経営計画（2025年2月期-2027年2月期）」のとおり、当社を取り巻く市場環境は足元で大きく変化しており、主たる事業領域である国内ファシリティマネジメント（以下、「FM」）市場は緩やかな拡大傾向にあるものの、人件費や外注費といった原価上昇圧力の継続に加え、人手不足の深刻化が最大の経営課題となっています。他方、顧客企業においては、インフレ経済が定着する中、コスト管理意識が高まる一方、資産の老朽化対策や環境対応ニーズ、競争力強化に向けた非中核業務のアウトソーシングニーズ等が高まっています。

こうした中、当社では2024年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画において、人手不足に対応した新たな施設管理モデルへの転換やFMのコンサルティング機能の強化等、環境変化に対応したビジネスモデルの変革を掲げております。しかしながら、環境変化の速度が増す中、当社が持続的成長を果たしていくにはオーガニックな成長戦略のみでは不十分であるとの認識のもと、イオングループのスケラビリティを最大限に活用し、成長戦略を加速することを目的に、2025年2月28日付「親会社であるイオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」のとおり、親会社であるイオン株式会社が当社の完全子会社化に向けて実施する当社株券等に対する公開買付けについて賛同の意見表明及び応募推奨を決議するに至りました。

イオン株式会社の完全子会社となることで、従来よりも戦略的なイオングループとの連携が可能になると考えています。これにより、事業領域の拡大に向けて、非中核業務のアウトソーシングニーズに対応したノウハウ獲得も視野に、イオングループ内のバックオフィスに係る様々なニーズを事業機会として捉え、当社が受託を目指すことも検討してまいります。当社は、イオングループのスケラビリティを活用し、様々な成長機会を模索することで、FM企業としての競争力を強化し、引き続き、イオングループ内外市場で成長を果たし、アジアNo. 1のFM企業を目指してまいります。

(4) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

イオンディライトグループは、日本・中国・アセアン地域において、ファシリティ（施設とその周辺環境）に関するさまざまなソリューションの提供を通じて、お客さまが抱える課題を解決するファシリティマネジメント企業グループです。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社及び同社の子会社で当社の議決権を2025年2月28日現在で、58.76%（直接保有57.78%）保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
イオンディライトアカデミー株式会社	30百万円	100.0%	教育・人材サービス
イオンディライトセキュリティ株式会社	30百万円	100.0%	警備
環 境 整 備 株 式 会 社	20百万円	100.0%	総合ビル管理
イオンディライトコネクト株式会社	100百万円	100.0%	総合ビル管理
イ オ ン コ ン パ ス 株 式 会 社	348百万円	54.9%	旅行代理業
株 式 会 社 白 青 舎	60百万円	100.0%	総合ビル管理
株 式 会 社 ア ス ク メ ン テ ナ ンス	30百万円	100.0%	総合ビル管理
永 旺 永 楽 (中 国) 投 資 有 限 公 司	177百万元	100.0%	中国事業持株会社
永 旺 永 楽 服 務 管 理 集 団 有 限 公 司	50百万元	100.0%	総合ビル管理
AEON DELIGHT (MALAYSIA) SDN.BHD.	12百万RM	100.0%	総合ビル管理
AEON DELIGHT (VIETNAM) CO.,LTD.	25,950百万ドン	100.0%	総合ビル管理
P T Sinar Jernih Sarana	12,000百万ルピア	90.0%	総合ビル管理

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んでおります。

2. 優客睦設計顧問（深圳）有限公司は、会社清算手続き中であり、重要な子会社の記載から除外いたしました。

(6) 主要な営業所 (2025年 2月28日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番1	
大阪事務所	大阪市中央区南船場二丁目3番2号	
支社		
北海道支社 (北海道)	東北支社 (宮城県)	関東支社 (東京都)
北陸信越支社 (新潟県)	東海支社 (愛知県)	関西支社 (大阪府)
中四国支社 (広島県)	九州支社 (福岡県)	

② 子会社

イオンディライトアカデミー株式会社	(滋賀県)
イオンディライトセキュリティ株式会社	(大阪府)
環境整備株式会社	(栃木県)
イオンディライトコネクト株式会社	(東京都)
イオンコンパス株式会社	(千葉県)
株式会社白青舎	(東京都)
株式会社アスクメンテナンス	(熊本県)
永旺永楽 (中国) 投資有限公司	(中国 蘇州)
永旺永楽服務管理集团有限公司	(中国 蘇州)
AEON DELIGHT (MALAYSIA) SDN.BHD.	(マレーシア クアラルンプール)
AEON DELIGHT (VIETNAM) CO.,LTD.	(ベトナム ホーチミン)
PT Sinar Jernih Sarana	(インドネシア ジャカルタ)

(7) 企業集団の使用人の状況（2025年2月28日現在）

① 企業集団の使用人数（連結）

区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
合 計	23,087名	1,878名

(注) 1. 使用人数には、他企業集団からの出向者107名を含み、当企業集団からの出向者19名は含んでおりません。

2. 使用人数には、パートタイマー7,906名(8時間換算)は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況（単体）

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	4,069名	321名	47.5歳	11.3年
女 性	657名	79名	41.3歳	6.7年
合 計 又 は 平 均	4,726名	400名	46.6歳	10.6年

(注) 1. 使用人数には、他会社からの出向者43名を含み、当社からの出向者66名は含んでおりません。

2. 使用人数には、パートタイマー2,826名（8時間換算）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年2月28日現在）

重要な事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、2022年4月7日開催の取締役会において、「イオンディライトコーポレートガバナンス・ガイドライン」における「資本政策の基本的な方針」を以下のとおり決議しました。

（資本政策の基本的な方針）

1. 当社は、積極的な投資を通じて持続的な成長を実現し、中長期的に株主価値を高め、会社の成長に合わせて株主への利益還元を拡大できるよう努める。
また、資本効率に関する目安として自己資本利益率(ROE)を重視し、当面は12%水準を意識していく。
2. 年度利益の処分に当たっては、成長投資と株主還元とのバランスを重視し、安定的に配当性向40%を基準とする。

当期末配当につきましては、公表しておりましたとおり1株当たり44円といたします。なお、年間では1株当たり87円となります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,400,000株
- ② 発行済株式の総数（自己株式を除く） 47,842,586株
- ③ 当事業年度末の株主数 14,845名
(前期末比1,271名減)
- ④ 大株主（自己株式を除く発行済株式の総数に対するその有する株式の割合の高い上位10名の株主）

順位	株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する 所有株式数の割合
1	イオン株式会社	27,613	57.72%
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,797	5.85%
3	イオンデイライト取引先持株会	1,354	2.83%
4	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	890	1.86%
5	野村證券株式会社自己振替口	800	1.67%
6	イオンデイライト従業員持株会	730	1.53%
7	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-M A R G I N (C A S H P B) (野村證券株式会社)	557	1.16%
8	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (ゴールドマン・サックス証券株式会社)	525	1.10%
9	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (株式会社みずほ銀行決済営業部)	521	1.09%
10	野村信託銀行株式会社（投信口）	490	1.02%

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の所有株式数の他に、当社は自己株式627千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.29%）を所有しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2025年2月28日現在）

新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況は、次のとおりであります。

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第13回新株予約権 (2020年5月11日)	2020年6月10日～ 2035年6月10日	60個	6,000株	1名	1株当たり 2,738円	1株当たり 0.5円
第14回新株予約権 (2021年5月10日)	2021年6月10日～ 2036年6月10日	60個	6,000株	1名	1株当たり 2,823円	1株当たり 0.5円
第15回新株予約権 (2022年5月10日)	2022年6月10日～ 2037年6月10日	33個	3,300株	1名	1株当たり 2,379円	1株当たり 0.5円
第16回新株予約権 (2023年5月10日)	2023年6月10日～ 2038年6月10日	43個	4,300株	2名	1株当たり 2,460円	1株当たり 0.5円
第17回新株予約権 (2024年5月10日)	2024年6月10日～ 2039年6月10日	34個	3,400株	2名	1株当たり 3,133円	1株当たり 0.5円

新株予約権の行使の条件（各回共通）

1. 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

- （1）新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限りて権利行使ができるものとする。
- （2）新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

（注）社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼社長執行役員	濱 田 和 成	グループCEO	PT Sinar Jernih Sarana 代表コミサリス
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	宮 前 吾 郎	海外事業責任者	永旺永楽（中国）投資有限公司 董事長 兼 総経理 永旺永楽服務管理集团有限公司 董事長
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	阿久津 哲 也	グループ経営管 理責任者(CFO)	株式会社アスクメンテナンス 取締役 永旺永楽（中国）投資有限公司 董事 永旺永楽服務管理集团有限公司 董事
取 締 役	渡 邊 廣 之		イオン株式会社 執行役副社長 人事・生活圏推進担当兼リスクマネジメン ト管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役 アビリティーズジャスコ株式会社 取締役 株式会社いなげや 取締役
取 締 役	本 保 芳 明		ケイヒン株式会社 社外取締役 国連世界観光機関駐日事務所 代表
取 締 役	吉 川 恵 治		株式会社フジクラ 社外取締役 監査等委員
取 締 役	高 田 朝 子		法政大学 経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科 教授 法政大学 ビジネススクール グローバルMBA ディレクター
取 締 役	島 田 俊 夫		株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役
常 勤 監 査 役	鈴 木 清 訓		永旺永楽服務管理集团有限公司 監事 AEON DELIGHT (VIETNAM) CO.,LTD. 監査役
監 査 役	戎 井 真 理		有限会社戎井会計コンサルティング 代表取締役 リコーリース株式会社 社外取締役
監 査 役	藤 本 隆 史		イオンフィナンシャルサービス株式会社 監査役 イオンリテール株式会社 監査役

- (注) 1. 2024年5月17日開催の定時株主総会終結の時をもって、高橋 司は監査役を辞任により退任いたしました。
2. 2025年1月9日をもって、黒田 隆は常勤監査役を辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は永旺永楽服務管理集团有限公司 監事、PT Sinar Jernih Sarana コミサリス及び株式会社アスクメンテナンス 監査役でありました。
3. 取締役のうち本保 芳明、吉川 恵治、高田 朝子、島田 俊夫の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役のうち鈴木 清訓、戎井 真理の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役 本保 芳明、同 吉川 恵治、同 高田 朝子及び同 島田 俊夫ならびに監査役 鈴木 清訓及び同 戎井 真理の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に対して届出しております。
6. 監査役 戎井 真理氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 執行役員の状況 (2025年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	生 田 徳 明	新規事業PTリーダー
常務執行役員	佐 方 圭 二	グループ経営企画責任者
常務執行役員	宮 本 弘 紀	営業責任者
常務執行役員	陳 留 杭	中国事業COO/永旺永楽（中国）投資有限公司 副董事長/永旺永楽服務管理集團有限公司 副董事長 兼 總經理
常務執行役員	北 林 譲 二	業務責任者
執 行 役 員	後 藤 喜 一	資材自販機事業責任者
執 行 役 員	谷 口 勉	アセアン事業COO
執 行 役 員	三 浦 栄 介	東日本支社責任者
執 行 役 員	山 本 保	西日本支社責任者
執 行 役 員	二 宮 大 祐	グループ人材戦略責任者
執 行 役 員	石 井 恵 美 子	社長室長
執 行 役 員	秋 田 圭 太	IT責任者

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(ア) 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、当社取締役の報酬について、以下のとおり役員報酬規程に定めております。

A. 当社の経営理念である「お客さまの『環境価値』を創造し続ける」を実践し、また環境問題や社会貢献に積極的に取り組むとともに、業績向上に寄与する経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度とする。

B. ステークホルダー（お客さま、株主さま、従業員等）により納得され支持される、透明性・公正感が高い報酬制度とする。

また、監査役の報酬については、当社の業績如何にかかわらず、所定の監査役報酬を支給されるものと同規程に定めております。

(イ) 役員の報酬等の決定方針と決定プロセス

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、指名・報酬諮問委員会の答申等を踏まえ、取締役会にて決定しております。また、各取締役の個別報酬の決定については、取締役会で委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役

の担当事業の業績を踏まえた業績報酬の評価配分案を作成し、指名・報酬諮問委員会の答申等を踏まえ、決定いたします。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、監査役の協議にて決定しております。社外取締役及び監査役の報酬については、その役割から業績に連動しない基本報酬のみとしております。

社内取締役（社外取締役ではない取締役をいい、以下同じとする。）の報酬については、以下のとおり基本報酬と業績報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成されております。

A. 基本報酬

役位別に設定した基準額内で、個別評価に基づき定めた金額を月例の固定報酬として支給する。

B. 業績報酬

以下の会社業績評価及び中計進捗評価で構成される。支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき 0%から 200%の範囲で変動させる。なお、業績報酬は、毎年、一定の時期に支給する。業績報酬、株式報酬いずれも指標は同一とする。

a. 会社業績報酬

役位別基準金額に対して、会社業績の達成率に基づき算出し、業績を総合的に勘案して決定する。従来 of 経常利益に加え、営業収益を指標に加える。

b. 中計進捗評価

目標管理制度（MBO）を導入し、個人目標と評価基準を明確にし、非財務的な取組みも定性的に評価する。

C. 株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や志気を高めることを目的に、取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

新株予約権の目的となる付与個数については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において、役位別基準金額に対して、一定期間の平均株価と当該年度の業績に基づき決定する。

新株予約権は、毎事業年度の一定の時期に、役員報酬規程に定められた条件に従って付与される。

(ウ) 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績報酬及び株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とし、連結親会社株主に帰属する当期純利益、連結営業利益の予算達成率及び各利益の昨年比増減及びその内容等を考慮しております。なお、当連結会計年度における連結営業利益の予想値は160億円、実績は164億円でありました。

(工) 本事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由及び委任に関する事項

取締役会において委任を受けた代表取締役社長兼社長執行役員 グループCEO濱田和成が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績報酬の評価配分案を作成し、指名・報酬諮問委員会の答申等を踏まえて決定していること等から、本事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると判断しております。代表取締役社長に対して委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の報酬水準の決定を行うためです。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	97	58	23	15	23	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	68	68	—	—	—	8

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年5月24日開催の定時株主総会において年額590百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。
2. 監査役の報酬限度額は、1990年5月18日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 上記には、無報酬の取締役及び監査役は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動に関する事項

取締役 本保 芳明氏は2024年度の取締役会開催回数19回中18回に出席し、運輸関連行政や海外、都市環境、観光分野での豊富な経験と人材育成に関する幅広い見識に基づき、議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。また、取締役会だけでなく、執行役員会等にも出席し、適宜意見を述べております。

取締役 吉川 恵治氏は2024年度の取締役会開催回数19回中19回に出席し、グローバルなビジネス展開・多国籍企業のマネジメントに関する高度な見識と次世代経営者育成に関する豊富な経験に基づき、経営やコーポレート・ガバナンス向上、事業ポートフォリオの構築に向け議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。また、取締役会だけでなく、執行役員会等にも出席し、適宜意見を述べております。

取締役 高田 朝子氏は2024年度の取締役会開催回数19回中19回に出席し、専門家として人的マネジメント戦略や組織マネジメント戦略等に関する高度な経営理論や豊富な研究実績に基づき、主に経営組織の強化、人事制度の見直し、海外子会社管理の観点から議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。また、取締役会だけでなく、執行役員会等にも出席し、適宜意見を述べております。

取締役 島田 俊夫氏は2024年度の取締役会開催回数19回中19回に出席し、IT企業における経営企画部門、代表取締役を歴任された企業経営の経験、知見ならびに、デジタルに関する幅広い知識・知見に基づき、議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。また、取締役会だけでなく、執行役員会等にも出席し、適宜意見を述べております。

監査役 黒田 隆氏は2024年度辞任までの取締役会開催回数15回中15回、監査役会13回中13回に出席し、親会社グループを含む企業での経営企画・管理担当の取締役・執行役員としての経験及びコーポレート・ガバナンスに関する知見に基づき、適宜発言し意見を述べておりました。また、執行役員会などの社内の重要な会議体にも適宜出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役・執行役員・経営幹部へのヒアリング、会計監査人や内部監査部門との情報交換などを行っておりました。

監査役 鈴木 清訓氏は2024年度就任後の取締役会開催回数16回中16回、監査役会14回中14回に出席し、株式会社みずほ銀行での要職、みずほキャピタル株式会社での取締役としての経験及び企業経営、組織運営、財務に関する豊富な知見に基づき、適宜発言し意見を述べております。また、執行役員会や子会社取締役会などグループの重要な会議体にも適宜出席・陪席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役をはじめとする役職員へのヒアリングや会計監査人・内部監査部門と適宜意見交換を行っております。

監査役 戎井 真理氏は2024年度の取締役会開催回数19回中19回、監査役会17回中16回に出席し、米国公認会計士及び公認不正検査士としての長年にわたる経験に培われた財務、会計、内部統制やリスク管理に関する知見や、上場企業の独立社外取締役としての豊富な経験と知見に基づき、適宜発言し意見を述べております。また、執行役員会にも必要に応じて出席し適宜意見を述べるとともに、女性社員研修会に陪席し女性活躍を後押ししました。

② 社外役員の重要な兼職の状況

社外役員の重要な兼職先は、「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

鈴木 清訓氏が監事を兼職する永旺永楽服務管理集团有限公司、同氏が監査役を兼職するAEON DELIGHT (VIETNAM) CO.,LTD.は、当社の子会社であります。

その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役 本保 芳明氏、同 吉川 恵治氏、同 高田 朝子氏及び同 島田 俊夫氏並びに社外監査役 鈴木 清訓氏及び同 戎井 真理氏と、会社法第423条第1項の責任につき、各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、この限度を超える社外役員の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

また、2025年1月9日をもって常勤監査役を辞任いたしました黒田 隆氏との間で同様の契約を締結しておりました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員その他の従業員を被保険者としております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った取締役及び監査役自身の損害等は補償対象外となります。なお、当該保険契約の保険料は会社が全額負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	108百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	179百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は「会計監査人の選解任等に関する基本方針」を定め、会計監査人の適正性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、その基本方針を2024年5月17日開催の取締役会で次のとおり決議いたしました。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）
- ・当社は、法令・定款の遵守はもとより、経営理念と行動規範、企業コンプライアンスを定

めた「私の約束」を常に意識して、高い倫理観を持って行動する。

- ・当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、以下の体制整備を行う。

- (ア)取締役会は、取締役会規則・同付議基準に基づく重要事項の決定を行うとともに、経営・業務執行の監督を行う。取締役は相互に牽制機能を発揮しつつ、重要な意思決定及び業務執行が法令・定款に適合することを確認する。
- (イ)取締役会は、コンプライアンス担当役員を選任し、その配下に内部統制・コンプライアンスを統括するグループ人事総務部を置く。コンプライアンス担当役員、グループ人事総務部は、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という。）のコンプライアンス強化に必要な施策を実施する。
- (ウ)当社のグループ人事総務部は、グループ会社にて役員と兼務しないコンプライアンス委員を指名し、当社のコンプライアンス担当役員の監督のもと、その活動の適正性の評価並びに当該委員の選解任を行う。
- (エ)当社は、就業規則等において、法令、社内規程等の誠実な履行を社員に義務付けるほか、定期的あるいは随時実施するコンプライアンス研修等で当社グループの役職員のコンプライアンス意識を高める。
- (オ)当社は、イオンの人権基本方針を現場に広く浸透させ、事業で実践していくために、役員および当社で就業する全ての従業員を対象に、人権に関する研修および啓発を実施する。
- (カ)当社は、内部通報制度を設け、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。
- (キ)内部監査部門であるグループ経営監査部は、コンプライアンス体制の有効性を監査・評価する。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定保存文書並びにその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。
- (ア)当社は、取締役の業務執行に係る重要な文書または電磁的記録を、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存し管理する。
- (イ)当社は、取締役及び監査役からのこれら文書の閲覧要請には即時対応する。
- (ウ)当社は、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ管理規程、個人情報安全管理規程等の社内規程を遵守し、情報セキュリティの強化およびサイバー攻撃に対する防御を行い、機密情報や個人情報の漏洩を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）

- ・当社は、事業活動において予測される諸々のリスクに対し、必要な判断と対処を行うため、リスク管理基本方針を定め、イオンディライトグループリスク管理基本規程に基づき以下の体制を整備し実施する。

(ア)平常時のリスク管理については、リスク毎に定めるリスク所管部署が、リスクの管理を行い、リスク事象発生未然防止や損失の低減を図る。

〔リスク管理基本方針〕

- ・当社グループの事業活動に重大な影響を与え、損失発生をもたらす可能性のある様々なリスクを一元的かつ継続的に管理する。
- ・リスクの洗い出し、分析を実施し、重大リスクを特定し、リスク対策（回避、低減、移転、保有）を検討した上で、重大リスクの顕在化にともなう当社グループが被る損失を低下させるための対策を整備する。リスクが顕在化した場合、組織として適切かつ速やかな対応により、お客さまをはじめとする関係者の被害を最小限にとどめるとともに、早急な復旧を図る。
- ・当社グループ全体として、PDCA活動を実践し、リスク管理を推進する。

(イ)グループ人事総務部を事務局とするリスク管理委員会が、リスク毎のリスク所管部門が実施するリスクの評価・分析並びに対策案等を総括し、その結果を定期的取締役会に報告する。また、グループ会社においては、各社のリスク管理責任者が自社の重要リスクの管理状況を把握し、当社のリスク管理統括責任者へ報告する。なお、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告する。

(ウ)危機時には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、平常時以上に迅速な意思決定と執行を可能にする。また、危機時の事業継続に関する基本規程（BCP基本規程）、BCP基本規程細則、災害復旧対応ハンドブック等の規程・マニュアルを整備し、定期的に規程・マニュアルの手直しを行うとともに、防災訓練を計画的に実施する。

(エ)事業上のリスクのうち、人権侵害リスクについては、「イオンの人権基本方針」のもと、人権デューデリジェンスを実施し、人権に関する負の影響の回避・軽減のための取組みを進める。

(オ)グループ経営監査部は、リスク所管部の監査等を通じて、リスク管理の有効性を評価する。

- ・当社は、経営理念に掲げた「環境価値の創造」を具現化するものとして業務品質に徹底的に拘り、将来にわたってお客さまに支持される品質を維持、改善するために、以下の体制を整備する。

(ア)当社は、統合（品質・環境）マニュアルを制定し、内容を随時見直す。

(イ)当社は、業務管理規程・マニュアル等に基づく業務実施を徹底するため、エリア・サイトマネージャー全員にISO内部監査員資格者教育を施す。また、ISO内部監査員資格保有者による相互監査を実施することにより、その実効性を確認する。

④取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率性確保体制）

- ・当社は、取締役の効率的な職務執行を確保するため、以下の体制を整備する。

(ア)当社は、取締役会規則を定め、取締役会の決議事項、協議事項及び報告事項を明確にするとともに、決裁規程・職務責任権限規程等で取締役会決議事項以外の意思決定についても決裁権限を明確にし、また業務遂行に必要な組織の分掌、職務の範囲及び責任を明確にする。

- (イ)取締役会は、経営の重要な意思決定と経営・業務執行の監督に十分な審議を尽くす。
また、執行役員制度の下で業務執行の効率化を図るとともに、執行役員会、支社経営会議、グループ会社社長会等の会議体を活用し当社グループの効率的な経営を図る。
- (ウ)当社は、複数の独立社外取締役を取締役に含め、経営陣の提案を多角的に検討し取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに、迅速果断な意思決定を支援することで経営の効率性を担保できる体制とする。取締役会は、職務執行の公正さの監督とその適正性の評価をするため、任意の諮問委員会として指名・報酬諮問委員会と評価諮問委員会を設置し、独立社外取締役をその委員とする。
- (エ)当社は、これら当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、イオンディライトコーポレートガバナンス・ガイドラインとして明文化し開示する。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制（企業集団内部統制）

- ・当社とイオン株式会社及びイオングループ各社、またはイオンディライトの子会社との取引については、利益相反の防止を図り、その適正を確保する。
- ・支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引については、独立社外取締役で構成する特別委員会にて審議・検討を行う。
- ・当社グループは、基本思想・理念を共有するとともに、グループ内部統制を強化するため、以下の体制を整備する。

(ア)当社は、関係会社管理規程及びグループ各社職務責任権限規程において、子会社が親会社に対して報告を要する事項、事前の了承を要する事項等を定め、親会社による子会社のガバナンスの基本的な枠組みを定める。また当社は、原則として、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営の監督を行う。

(イ)当社は、月次で子会社から業績報告を受領するほか、当社の担当執行役員および担当部長と子会社社長をメンバーとする国内グループ会社社長会、中国グループ会社社長会及びアセアングループ会社社長会を開催し、子会社の経営状態を把握するとともに、グループガバナンスとしての個社別の成長戦略、予算実績管理、内部統制システムを構築する。

(ウ)当社グループは、共通で統一的な枠組みの下で、コンプライアンス、内部通報制度を運営する。当社は、当社グループの役職員に対して、毎年、コンプライアンスに関する研修を行い、コンプライアンスの意識を醸成する。グループ人事総務部は、グループ各社に任命したコンプライアンス委員と連携し、各社の経営者、従業員に対するコンプライアンス意識向上に資する活動を行う。加えて、当社グループの内部通報制度を周知徹底するとともに、グループ各社の経営陣からは独立した形で運用する。

(エ)当社グループは、財務報告にかかる内部統制、リスク管理、内部監査に関しては、当社グループ内で基本方針を共有しつつ、子会社の事業内容・規模・事業の複雑性等を考慮の上、個別に報告・運用の体制を決める。

(オ)グループ経営監査部は、子会社を定期的に監査する。グループ経営監査部は、過去の業務監査実績や内部通報実績等を総合的に判断し、リスクが高いと判断する子会社に対して特に入念な業務監査を実施する。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（監査役スタッフ配置）
- ・当社は、監査役を補助するため、監査役の求めにより専属の使用人を配置する。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役の業務補助を行う。
- ⑦監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項（監査役スタッフ独立性）
- ・当社は、監査役を補助する使用人の採用・選定・異動等の人事に関する事項については、事前に常勤監査役または監査役会の同意を得ることとし、その人事考課は常勤監査役が行う。
 - ・当社は、当該使用人についての懲戒手続きを開始する場合には、常勤監査役または監査役会の同意を得る。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項（監査役への報告体制）
- ・当社グループの役職員は、当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事実、法令違反その他のコンプライアンス上の問題を発見・認識した場合、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
 - ・グループ経営監査部、グループ人事総務部等は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況等を、定期的に当社監査役に報告する。
 - ・監査役は、取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができる。
 - ・当社は、当社グループの内部通報制度の所管部署をグループ人事総務部と定める。所管部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、監査役に定期的または随時報告する。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員及び内部通報制度の利用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いまたは報復的言動を行うことを一切禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査役監査実効性確保体制）
- ・当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備する。
 - (ア)代表取締役社長は、監査役会及び常勤監査役の求めに応じて監査役と定期的な会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換する。また、社外取締役も定期的に監査役会に出席して意見交換を行い、意思疎通を図る。
 - (イ)グループ経営監査部は、監査役に内部監査の実施状況を報告するとともに意見交換を行うなど緊密な連携をとり、実効的な監査業務の遂行に資する。
 - (ウ)当社グループの役職員は、監査役の業務の執行に関する事項について、監査役から報告並びに関係資料の提出を求められたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

- ・当社は、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときはこれに応じる。
- (ア)当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (イ)当社は、監査役が職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ一定額の予算を設ける。但し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の請求に基づき処理する。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに外部専門機関とも連携し組織として対応する。
- ・当社は、取引先が反社会的勢力であること、若しくは反社会的勢力と取引関係にあることが判明した場合、または取引先に暴力的、脅迫的な反社会的言動があった場合は、直ちに取引・契約を解除する。
- ・反社会的勢力からの要求についての対応部署をグループ人事総務部と定め、外部機関からの情報収集を積極的に行い、反社会的勢力の排除に努める。

⑪財務報告に係る内部統制のための体制

- ・当社は、内部統制報告制度に従って「財務報告に係る内部統制規則」を整備し、教育・指導、運用評価を行い、当社グループの財務報告の正確性・信頼性確保に取り組む。

(2)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用をしております。当連結会計年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）

- ・当社は、取締役会規則をはじめとした社内規程を制定するとともに、コンプライアンス担当役員を置き、取締役が法令及び定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度は、19回の実行役員会開催と書面での決議(1回)を行い、各議案について審議、業務の執行状況の監督を行っております。また、当社の取締役・執行役員を対象に役員コンプライアンス研修を実施しております。
- ・コンプライアンス担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、その配下にグループ人事総務部を置いております。コンプライアンス担当役員、グループ人事総務部は、当社グループのコンプライアンス強化に必要な施策を実施するとともに、定期的に取り組み状況を報告しております。
- ・『イオンディライトグループコンプライアンス基本規程』を制定し、グループ会社を含め、組織ごとにコンプライアンス責任者及びコンプライアンス所管部署を定め、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。

- ・就業規則等において、法令、社内規程等の誠実な履行を社員に義務付けるとともに、イオングループ全体の取り組みとして『冊子：コンプライアンス基礎2021』を配布し、社員のコンプライアンスに対する意識の向上に取り組んでいます。
- ・内部通報制度を設け、企業活動上の不適切な問題の早期発見と改善に努め、再発防止を図っております。なお、内部通報窓口であるグループ人事総務部より内部通報の状況について定期的に取り締役会に報告しております。また、当社内の内部通報窓口に加え、当社グループ全体の内部通報窓口を社外の弁護士事務所に設けております。
- ・内部監査部門であるグループ経営監査部は、コンプライアンス体制の有効性を監査・評価するとともに定期的に取り締役会において報告しております。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- ・当社は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報について、文書管理規程、イオンディライトグループ情報セキュリティ管理規程、イオンディライトグループ個人情報情報安全管理規程等の必要な規程を制定し、これらの規程等に従うとともに、情報セキュリティの強化およびサイバー攻撃に対する防御を行い、機密情報や個人情報の漏洩の防止に取り組んでいます。また、取締役及び監査役からのこれら文書の閲覧要請には即時対応する体制としております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）

- ・当社は、平常時のリスク管理については、リスク毎にリスク所管部を定め、リスク事象発生 of 未然防止に努め、損失の低減を図っております。また、危機時の事業継続に関する基本規程（BCP基本規程）、BCP基本規程細則等の規程及び災害復旧対応ハンドブック等のマニュアルを整備し、災害対応訓練を計画的に実施し災害が発生した場合の対応に備えております。大規模災害発生時は本社災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、事業継続に向け迅速な意思決定、現地支援、復旧活動を行います。なお、経営上及び事業展開上発生が懸念されるリスクについては、グループ人事総務部を事務局とするリスク管理委員会を開催し、リスクの分析、対処法について検討、また、グループ各社毎のリスクシナリオを検証し、定期的に取り締役会において報告することとしております。グループ経営監査部は、リスク所管部の監査等を通じてリスク管理の有効性を評価しております。
- ・当社は、業務品質の維持・向上を目的に統合（品質・環境）マニュアルを制定しております。また、統合（品質・環境）マニュアルに基づく業務実施を徹底するため、サイトマネージャーを中心にISO内部監査員資格者教育を実施するとともに、年1回のISO内部監査（サイトマネージャーを内部監査員とした相互監査）により、その実効性を確認しております。

④取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率性確保体制）

- ・当社は、取締役会規則を定め、取締役会の決議事項、協議事項及び報告事項を明確にしております。また、取締役会決議事項以外の意思決定についても決裁規程、職務責任権限規程等で決裁権限、また業務遂行に必要な組織の分掌、職務の範囲及び責任を明確にしております。
- ・取締役の員数8名のうち半数となる4名を独立社外取締役とすることで、経営陣の提案を多角的に検討し、取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに、迅速果断な意思決定を支援することで、経営の効率性を担保できる体制としております。

- ・執行役員制度の下で、取締役の監督機能と執行役員の執行機能を明確に分離することで、取締役会が経営の枠組みなどの重要な意思決定と監督機能に集中できる体制としております。
- ・職務執行の公正さの監督とその適性の評価をするため、取締役会の任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数で構成された指名・報酬諮問委員会と評価諮問委員会を設置し、独立社外取締役をその委員長としております。
- ・取締役会に付議される議案（主に決議事項）の事前協議機関として、執行役員会を設定しております。執行側にて、その内容（投資対効果、リスク等）を十分に検証し、内容精査と論点整理を図り、取締役会での合理的な意思決定と審議の活性化を確保する体制としております。
- ・取締役会に付議される議案の内容について、取締役会メンバー（主に社外取締役、社外監査役）へ事前に必要な情報を提供しております。社外取締役、社外監査役の情報取得体制を整備することで、取締役会の実効性と効率性の向上を確保する体制としております。
- ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、イオンディライトコーポレートガバナンス・ガイドラインとして明文化し開示しております。

⑤当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制（企業集団内部統制）

- ・当社とイオン株式会社及びイオングループ各社、または当社と当社の子会社との取引については、利益相反の防止を図るとともに、取締役会規則及び職務責任権限規程に基づき審議し、その適正を確保しております。
- ・当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う特別委員会を設置しております。当委員会は独立社外取締役で構成され、支配株主からの独立性を確保し、実効性の高い監督を行う体制を取っております。
- ・子会社が親会社に対して報告を要する事項、事前の了承を要する事項等を関係会社管理規程及びイオンディライトグループ各社共通職務責任権限基準表に定めるとともに、親会社による子会社のガバナンスの基本的な枠組みを定めております。また、原則として、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営の監督を行っております。
- ・月次で子会社から業績報告を受領するほか、当社常勤取締役と子会社社長をメンバーとする国内グループ会社社長会、中国グループ会社社長会及びアセアングループ会社社長会を開催し、子会社の経営状態を把握するとともに、グループガバナンスとしての個社別の成長戦略、予算実績管理、内部統制システム構築を行っております。
- ・当社グループは、共通で統一的な枠組みの下で、コンプライアンス、内部通報制度を運営しており、当事業年度においては子会社の社長を対象に役員コンプライアンス研修、一般社員を対象にした一般コンプライアンス研修を実施、また毎月全社員向けの教育コンテンツを配信し、コンプライアンス意識を醸成しております。
- ・当社グループは、更なるグループ経営の強化を図るため、グループ本社の各コーポレート部門が各専門分野について、子会社を直接、管理・指導する体制を整えております。
- ・子会社のリスク管理については、グループ人事総務部が毎月リスクに関する報告の提出を各社に求め、子会社のリスク管理状況を確認できる体制を整えております。

- ・グループ経営監査部は、子会社を定期的に監査する体制としております。また、グループ経営監査部は、過去の業務監査実績や内部通報実績等によりリスクが高いと判断する子会社に対して特に入念な業務監査を実施し、定期的に取締役会に報告しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（監査役スタッフ配置）

- ・当社は、当該使用人を配置しておりません。

⑦監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項（監査役スタッフ独立性）

- ・当社は、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については常勤監査役または監査役会の同意を得ることとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項（監査役への報告体制）

- ・当社の取締役及び使用人は、当社の業務または業績に重大な影響を与える事実、法令違反その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合は、監査役に速やかに報告するものとしております。
- ・グループ経営監査部、グループ人事総務部等は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況等を定期的に監査役に報告を行う体制としております。また、当社グループの内部通報制度の所管部署をグループ人事総務部と定めており、これらの内部通報の状況についても定期的または随時監査役に報告することとしております。
- ・監査役は、取締役会に加え執行役員会等の経営に関する重要な会議に出席し、自由に意見を述べることのできる体制としております。
- ・当社は、『イオンディライトグループ内部通報の取扱いに関する規程』を制定し、内部通報制度の利用者(以下、「通報者」という。)の保護を明文化しております。また、同規程では通報者への不利な取扱いまた報復的言動を行った者に対する処罰も含め明文化しております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査役監査実効性確保体制）

- ・代表取締役社長は、監査役会及び常勤監査役の求めに応じて監査役と定期的な会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換しております。また、社外取締役についても定期的に監査役会に出席し、意見交換を行っております。
- ・グループ経営監査部は、監査役に内部監査の実施状況を報告するとともに、意見交換を行うなど緊密な連携をとり、実効的な監査業務の遂行に資する体制としております。
- ・当社グループの役職員は、監査役の業務の執行に関する事項について、監査役から報告ならびに関係資料の提出を求められたときは、迅速かつ誠実に対応するものとしております。
- ・当社は、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときはこれに応じるものとしております。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、反社会的勢力への対応に関する規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求には法的対応を行うこととしております。また、取引に係る契約書について「反社会的勢力の排除」の条項を設け、過去からの契約についても「反社会的勢力の排除」の条項がない契約については更新等の機会に条項を盛り込むこととし、万一取引先が基準に該当した場合は直ちに契約を解除することとしております。また、警視庁、大阪府警の特殊暴力防止に対して企業を指導する外郭団体に加入し、積極的な情報収集を行い反社会的勢力の排除に努めております。

⑪財務報告に係る内部統制のための体制

- ・当社は、内部統制報告制度に従って「財務報告に係る内部統制規則」を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用評価を行い、内部統制報告書を提出しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当する事項はありません。

※ 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	148,964	流 動 負 債	55,711
現 金 及 び 預 金	71,764	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	29,304
受取手形、売掛金及び契約資産	53,241	電 子 記 録 債 務	5,552
電 子 記 録 債 権	8,025	短 期 借 入 金	260
有 価 証 券	8,401	未 払 金	8,611
棚 卸 資 産	2,874	未 払 法 人 税 等	3,433
そ の 他	4,829	賞 与 引 当 金	1,714
貸 倒 引 当 金	△171	役 員 業 績 報 酬 引 当 金	76
		そ の 他	6,759
固 定 資 産	20,918	固 定 負 債	3,716
有 形 固 定 資 産	6,181	繰 延 税 金 負 債	1,157
建 物 及 び 構 築 物 (純 額)	1,310	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	63
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純 額)	2,639	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,100
土 地	193	資 産 除 去 債 務	429
そ の 他	2,038	そ の 他	966
無 形 固 定 資 産	5,376	負 債 合 計	59,427
の れ ん	1,231	(純資産の部)	
そ の 他	4,144	株 主 資 本	104,507
投 資 そ の 他 の 資 産	9,359	資 本 金	3,238
投 資 有 価 証 券	4,558	利 益 剰 余 金	103,417
繰 延 税 金 資 産	1,002	自 己 株 式	△2,148
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,091	その他の包括利益累計額	4,765
そ の 他	2,764	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,435
貸 倒 引 当 金	△57	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,948
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	382
資 産 合 計	169,882	新 株 予 約 権	62
		非 支 配 株 主 持 分	1,118
		純 資 産 合 計	110,454
		負 債 純 資 産 合 計	169,882

連結損益計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		337,929
売上原価		292,793
売上総利益		45,136
販売費及び一般管理費		28,706
営業利益		16,429
営業外収益		
受取利息	127	
受取配当金	107	
持分法による投資利益	163	
その他の	120	518
営業外費用		
支払利息	36	
公開買付アドバイザー費用	138	
その他の	139	314
経常利益		16,633
特別損失		
減損損失	302	
その他の	70	373
税金等調整前当期純利益		16,260
法人税、住民税及び事業税	4,429	
法人税等調整額	192	4,622
当期純利益		11,638
非支配株主に帰属する当期純利益		113
親会社株主に帰属する当期純利益		11,524

連結株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株	株 主 合 計	そ の 他 有価証券評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係 属 する 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	3,238	532	97,918	△1,779	99,909	1,212	1,951	17	3,181
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			△4,155		△4,155				
親会社株主に帰属する当期純利益			11,524		11,524				
自 己 株 式 の 取 得				△2,790	△2,790				
自 己 株 式 の 処 分		△4		24	19				
自 己 株 式 の 消 却		△527	△1,870	2,398	－				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						222	997	364	1,584
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	△532	5,498	△368	4,598	222	997	364	1,584
当 連 結 会 計 年 度 期 末 残 高	3,238	－	103,417	△2,148	104,507	1,435	2,948	382	4,765

	新株予約権	非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	68	1,054	104,212
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△4,155
親会社株主に帰属する当期純利益			11,524
自 己 株 式 の 取 得			△2,790
自 己 株 式 の 処 分			19
自 己 株 式 の 消 却			－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△5	64	1,643
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△5	64	6,241
当 連 結 会 計 年 度 期 末 残 高	62	1,118	110,454

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 27社

・主要な連結子会社の名称

イオンディライトアカデミー株式会社

イオンディライトセキュリティ株式会社

環境整備株式会社

イオンディライトコネクト株式会社

イオンコンパス株式会社

株式会社白青舎

株式会社アスクメンテナンス

永旺永楽(中国)投資有限公司

永旺永楽服務管理集团有限公司

AEON DELIGHT(MALAYSIA)SDN.BHD.

AEON DELIGHT(VIETNAM)CO.,LTD.

PT Sinar Jernih Sarana

他15社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数は5社であり、決算日が連結決算日と異なる会社については、仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、持分法を適用していない関連会社は2社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、永旺永楽（中国）投資有限公司など20社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

材料……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

エリア管理設備機器 6年～15年

器具備品 3年～20年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） なお、のれんについては5年から20年の期間で償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。

③ 役員業績報酬引当金……………役員に対して支給する業績報酬の支出に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 設備管理事業・警備事業・清掃事業

設備管理事業・警備事業・清掃事業においては、建物設備の保守・点検・整備業務、施設警備・雑踏・交通誘導警備・貴重品運搬警備等の警備全般業務及び建物・施設の清掃業務を提供する履行義務を負っており、作業完了ごとに履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、一部の契約期間にわたり常時サービスが提供される業務については、一定の期間において均等に履行義務が充足されるため、収益は契約期間を通じて均等額を認識しております。

② 建設施工事業

建設施工事業においては、大規模修繕・店舗内装の企画・設計及び工事を提供する履行義務を負っており、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約においては、完成引渡時に履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

③ 資材関連事業・自動販売機事業

資材関連事業・自動販売機事業においては、主に間接材の購買代行及び資材等の調達並びに飲料自動販売機による商品販売を行うことで、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っており、顧客が商品に対する支配を獲得した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、これらの商品販売のうち、消化仕入など当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。なお、一部の連結子会社は発生時に全額費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

投資有価証券 30百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,465百万円

3. 棚卸資産の内訳

商品 2,326百万円

仕掛品 272百万円

原材料及び貯蔵品 275百万円

4. 受取手形、売掛金及び契約資産の内訳

受取手形 3,928百万円

売掛金 47,798百万円

契約資産 1,514百万円

5. 契約負債

連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれている、契約負債の金額は次のとおりであります。

契約負債 1,423百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失の内容

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失（百万円）
－	熊本県	のれん	204
事業用資産	千葉県	ソフトウェア	98

（注1）当社グループは、のれんの減損判定に係るグルーピング方法は連結会社単位に行っております。

上記ののれんは、一部子会社の株式取得時に検討した事業計画において想定した収益が見込めなくなったことから、未償却残高を減損した損失であります。回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

（注2）当社グループは、事業用資産については主に管理会計上の事業区分に基づきグルーピングしております。

上記の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、当資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

2. 特別損失その他の内容

当社グループの優客睦設計顧問（深圳）有限公司の会社清算に伴い、現地人員の解雇を行うために支給した経済補償金です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普 通 株 式	49,169,633	—	700,000	48,469,633

(注) 発行済株式総数の減少700,000株は、自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普 通 株 式	634,347	700,000	707,300	627,047

(注1) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

市場買付による増加

700,000株

(注2) 減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式消却による減少

700,000株

新株予約権行使による減少

7,300株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年4月9日 取締役会	普 通 株 式	2,087	43.00	2024年2月29日	2024年5月7日
2024年10月8日 取締役会	普 通 株 式	2,068	43.00	2024年8月31日	2024年11月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年4月10日 取締役会	普 通 株 式	利益剰余金	2,105	44.00	2025年2月28日	2025年5月2日

4. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、主として自己資金によっております。

受取手形及び売掛金等の営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れのリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格があるものについては四半期ごとに市場価格の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金等は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資金に係る調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	8,401	8,401	－
②その他有価証券	3,918	3,918	－
資産計	12,320	12,320	－

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上記(1)「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	639

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	3,918	—	—	3,918
資産計	3,918	—	—	3,918

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	2,403	—	2,403
その他	—	5,997	—	5,997
資産計	—	8,401	—	8,401

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。活発な市場で取引されている上場株式は、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない社債及びその他の債券は、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							合計
	設備管理 事業	警備事業	清掃事業	建設施工 事業	資材関連 事業	自動販売機 事業	サポート 事業	
売上高	75,381	53,345	71,875	60,794	48,209	9,300	19,023	337,929
顧客との契約から 生じる収益	75,381	53,345	71,875	60,794	48,209	9,300	19,023	337,929
外部顧客への 売上高	75,381	53,345	71,875	60,794	48,209	9,300	19,023	337,929

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	54,939
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	59,752
契約資産(期首残高)	1,817
契約資産(期末残高)	1,514
契約負債(期首残高)	1,557
契約負債(期末残高)	1,423

契約資産は、期末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求の設備管理事業・警備事業・清掃事業・建設施工事業における顧客との契約に基づくサービスを提供する履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	2,284円02銭
1 株当たり当期純利益	239円29銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	239円16銭

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	111,696	流 動 負 債	51,129
現金及び預金	48,804	支払手形	839
受取手形	3,764	電子記録債権	5,506
電子記録債権	8,009	買掛金	24,376
売掛金及び契約資産	36,895	リース債務	177
リース投資資産	745	未払金	4,938
有価証券	8,401	未払費用	147
棚卸資産	2,547	未払法人税等	2,679
前払費用	861	前受金	294
関係会社短期貸付金	350	預り金	9,517
未収入金	508	賞与引当金	1,205
その他の金	878	役員業績報酬引当金	25
貸倒引当金	△ 70	その他の	1,420
固 定 資 産	36,578	固 定 負 債	966
有形固定資産	4,609	リース債務	628
建物	1,044	資産除去債務	300
工リア管理設備機器	1,094	その他の	36
工具、器具及び備品	1,969	負 債 合 計	52,095
土地	1	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	134	株 主 資 本	95,015
その他の	366	資 本 金	3,238
無 形 固 定 資 産	4,663	資 本 剰 余 金	4,551
のれん	844	資 本 準 備 金	2,963
ソフトウエア	3,290	その他の資本剰余金	1,587
その他の	528	利 益 剰 余 金	89,374
投 資 そ の 他 の 資 産	27,305	利 益 準 備 金	395
投資有価証券	2,557	その他の利益剰余金	88,978
関係会社株	12,895	別 途 積 立 金	7,120
係会社出資	8,795	繰越利益剰余金	81,858
長期貸付金	15	自 己 株 式	△ 2,148
破産更生債権等	30	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,101
長期前払費用	641	その他有価証券評価差額金	1,101
繰延税金資産	1,087	新 株 予 約 権	62
その他の	1,322	純 資 産 合 計	96,179
貸倒引当金	△ 41	負 債 純 資 産 合 計	148,275
資 産 合 計	148,275		

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		269,370
売 上 原 価		237,042
売 上 総 利 益		32,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,467
営 業 利 益		12,859
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	482	
そ の 他	6	509
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
公 開 買 付 ア ド バ イ ザ リ ー 費 用	138	
そ の 他	65	237
経 常 利 益		13,131
税 引 前 当 期 純 利 益		13,131
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,410	
法 人 税 等 調 整 額	△ 41	3,368
当 期 純 利 益		9,763

株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から
2025年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,238	2,963	3,990	6,953	395	7,120	76,250	83,766	△1,779	92,178
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△4,155	△4,155		△4,155
当 期 純 利 益							9,763	9,763		9,763
自 己 株 式 の 取 得									△2,790	△2,790
自 己 株 式 の 処 分			△4	△4					24	19
自 己 株 式 の 消 却			△2,398	△2,398					2,398	－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△2,402	△2,402	－	－	5,608	5,608	△368	2,836
当 期 末 残 高	3,238	2,963	1,587	4,551	395	7,120	81,858	89,374	△2,148	95,015

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	979	979	68	93,225
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,155
当 期 純 利 益				9,763
自 己 株 式 の 取 得				△2,790
自 己 株 式 の 処 分				19
自 己 株 式 の 消 却				－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	122	122	△5	116
当 期 変 動 額 合 計	122	122	△5	2,953
当 期 末 残 高	1,101	1,101	62	96,179

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 ……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 原材料及び貯蔵品
材料……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

- (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3年～47年 |
| エリア管理設備機器 | 6年～15年 |
| 器具備品 | 3年～20年 |

(2) 無形固定資産……………定額法

- (リース資産を除く) なお、のれんについては20年の期間で償却しております。
また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。
- (3) 役員業績報酬引当金……………役員に対して支給する業績報酬の支出に充てるため、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 設備管理事業・警備事業・清掃事業

設備管理事業・警備事業・清掃事業においては、建物設備の保守・点検・整備業務、施設警備・雑踏・交通誘導警備・貴重品運搬警備等の警備全般業務及び建物・施設の清掃業務を提供する履行義務を負っており、作業完了ごとに履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、一部の契約期間にわたり常時サービスが提供される業務については、一定の期間において均等に履行義務が充足されるため、収益は契約期間を通じて均等額を認識しております。

② 建設施工事業

建設施工事業においては、大規模修繕・店舗内装の企画・設計及び工事を提供する履行義務を負っており、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約においては、完成引渡時に履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

③ 資材関連事業・自動販売機事業

資材関連事業・自動販売機事業においては、主に間接材の購買代行及び資材等の調達並びに飲料自動販売機による商品販売を行うことで、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っており、顧客が商品に対する支配を獲得した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、これらの商品販売のうち、消化仕入など当社の役割が代理人に該当すると判断したもののについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

関係会社株式	29百万円
投資有価証券	1百万円

2. 保証債務

以下の関係会社に対して保証を行っております。

PT Sinar Jernih Sarana	116百万円
------------------------	--------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

11,286百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	918百万円
短期金銭債務	11,977百万円

5. 棚卸資産の内訳

商品	2,323百万円
仕掛品	142百万円
原材料及び貯蔵品	81百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,652百万円
仕入高	22,406百万円
販売費及び一般管理費	2,412百万円
営業取引以外の取引による取引高	447百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	627,047株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	368百万円
貸倒引当金	22百万円
未払事業税等	173百万円
未払金	259百万円
関係会社株式	472百万円
関係会社出資金	285百万円
棚卸資産	14百万円
その他	370百万円
繰延税金資産合計	1,966百万円
繰延税金負債	
合併引継有価証券に係る一時差異	△161百万円
その他有価証券評価差額金	△485百万円
その他	△232百万円
繰延税金負債合計	△879百万円
繰延税金資産の純額	1,087百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0%
住民税等均等割	1.8%
のれん	1.6%
賃上げ促進税制適用	△4.6%
その他	△2.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	環 境 整 備 株 式 会 社	(所有) 直接 100.0%	資金の寄託預り	資金の寄託預り (注1) 支払利息 (注2)	3,680 13	預り金	3,750
子 会 社	株 式 会 社 白 青 舎	(所有) 直接 94.4% 間接 5.6%	資金の寄託預り	資金の寄託預り (注1) 支払利息 (注2)	4,757 16	預り金	4,550

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親 会 社 の 子 会 社	イオンリテール株式会社	－	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理、役員の兼務	売上高	63,199	電子記録債権	3,887
						売掛金	7,376
親 会 社 の 子 会 社	イオンモール株式会社	(所有) 直接 0.4% (被所有) 直接 0.2%	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	28,840	電子記録債権	1,695
						売掛金	3,681
親 会 社 の 子 会 社	イオン北海道株式会社	(所有) 直接 0.2%	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	11,724	受取手形	2,425
						売掛金	1,380
親 会 社 の 子 会 社	イオン九州株式会社	(所有) 直接 0.3%	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	10,432	電子記録債権	791
						売掛金	1,239
親 会 社 の 子 会 社	イオン東北株式会社	－	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	8,663	受取手形	367
						売掛金	1,272

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注 1) 寄託預りの取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

(注 2) 寄託預りの金利については、市場金利を勘案して利率等を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 重要な会計方針に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	2,009円03銭
1 株当たり当期純利益	202円73銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	202円61銭

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

イオンディライト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 口 誠 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池 田 太 洋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンディライト株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンディライト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

イオンデイライト株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	口	誠	司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	田	太	洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンデイライト株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月10日

イオンデイライト株式会社 監査役会
常勤監査役 鈴木 清訓 ㊞
監 査 役 戎井 真理 ㊞
監 査 役 藤本 隆史 ㊞

(注) 監査役鈴木 清訓、監査役戎井 真理は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

ご参考

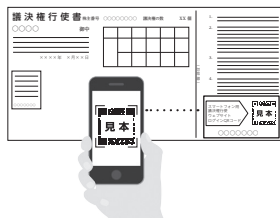
インターネット等による議決権行使のご案内

■インターネット等をご利用の株主の皆さまへ

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

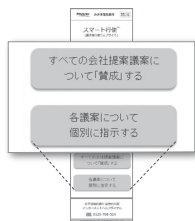
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



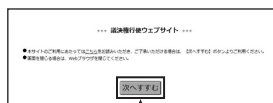
「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

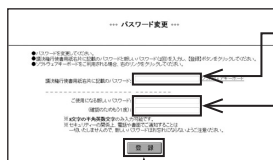
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※インターネット等による議決権の行使は、2025年5月15日（木曜日）午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行ってくださいようお願い申し上げます。

※書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な行使として取扱いします。インターネット等で複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱いします。

インターネット等による議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

スマート招集のご案内

招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/9787/>



事前質問受付のご案内

株主総会は株主の皆さまとの重要な接点であるとの認識から、株主総会の模様をライブ配信するとともに、当社ウェブサイトにて事前にご質問を受付いたします。

株主の皆さまにおかれましては、書面またはインターネット等により議決権を行使していただくとともに、ライブ配信、事前質問のご利用をご検討ください。

1. 受付締切：2025年5月8日（木曜日）
2. 受付方法：当社ウェブサイトIR情報の事前質問受付フォームより

URL： <https://www.aeondelight.co.jp/ir/stock/meeting.html>

当社ウェブサイト TOP > IR情報 > 株式・債券情報 > 株主総会

ご質問をいただく際は、株主番号が必要となりますので、お手元の議決権行使書に記載の株主番号をご確認ください。

※株主の皆さまの関心の高い質問について回答させていただく予定ですが、全てのご質問に回答することはいたしかねる場合があることを、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

第52期 定時株主総会インターネット配信（ライブ配信）のご案内

株主の皆さまにインターネットで株主総会の模様を映像と音声で中継いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 配信日時

2025年5月16日（金曜日） 午前10時から

なお、ご来場の株主さまのプライバシーに配慮し、映像の範囲は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。

2. パソコン、タブレット、スマートフォンからのアクセス方法

接續先

URL : <https://www.virtual-sr.jp/users/ad52soukai/login.aspx> QRコード

上記のURLの入力またはQRコードを読み取り、インターネット配信（ライブ配信）のページにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

接続されましたら、IDとパスワードを入力し「視聴する」ボタンをクリックしてください。

ID：株主番号(9ケタの半角数字) パスワード：V8nAUD5p

株主番号の確認方法

議決権行使書用紙の株主番号欄をご確認ください。

[illegible][illegible]

3. ご視聴に関する注意事項

- ①ご利用される機器やインターネットの通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ②ご視聴にともなう通信料金等は株主さまのご負担となります。
- ③当日、ライブ配信中に質問や議決権行使はできません。

事前質問を当社ウェブサイトにて受付いたしますので「事前質問受付のご案内」のページをご確認ください。

また、書面やインターネット等による議決権行使ができますので、本ライブ配信と合わせてご利用ください。

4. インターネット配信の視聴に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部

フリーダイヤル 0120-768-524（受付時間 9:00～21:00）

なお、本総会の模様は後日、インターネット上の当社ウェブサイトからもご覧いただくことができます。

以 上

株主総会会場ご案内図

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

※ご自宅などで株主総会を視聴いただけるようライブ配信を行います。

(インターネット中継になります。視聴方法など詳しくは「第52期 定時株主総会インターネット配信（ライブ配信）のご案内」をご確認ください)

※車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。(受付からご案内いたします。)



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。

